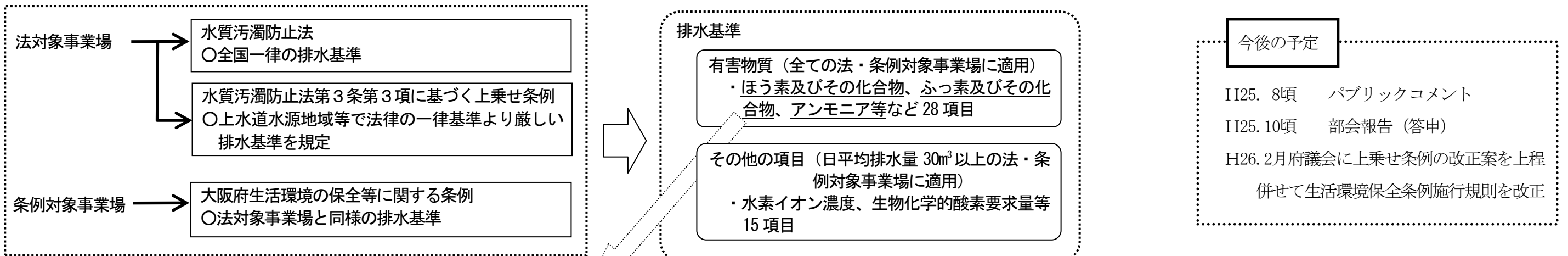


ほう素等の排水基準に係る経過措置の見直しについて



ほう素等3項目に係る法及び条例に基づく排水基準

項目			排水基準		環境基準
			法対象事業場 水質汚濁防止法 ⇒上乗せ条例	条例対象事業場 生活環境 保全条例	
ほう素及びその化合物	海域以外に排出されるもの	上水道水源地域	10mg/L ⇒ 1mg/L	1 mg/L	1mg/L (海域には適用しない)
		その他の地域	10mg/L	10 mg/L	
	海域に排出されるもの		230mg/L ⇒ 10mg/L	10 mg/L	
ふっ素及びその化合物	海域以外に排出されるもの	上水道水源地域	8mg/L ⇒ 0.8mg/L	0.8 mg/L	0.8mg/L (海域には適用しない)
		その他の地域	8mg/L	8 mg/L	
	海域に排出されるもの		15mg/L	15 mg/L	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	上水道水源地域		100mg/L ⇒ 10mg/L	10 mg/L	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素として 10mg/L
	その他の地域		100mg/L	100 mg/L	

ほう素等3項目に係る条例における経過措置

○ 直ちに排水基準を達成することが技術的に困難な業種について、暫定排水基準を設定している。

項目	経過措置		生活環境保全条例
	上乗せ条例	生活環境保全条例	
ほう素及びその化合物	上水道水源地域	(設定なし)	(設定なし)
	その他の地域	(設定なし)	ほうろう鉄器製造業等 6 業種
	海域	電気めっき業等 9 業種	
ふっ素及びその化合物	上水道水源地域	旅館業	(設定なし)
	その他の地域	電気めっき業等 2 業種	ほうろう鉄器製造業等 3 業種
	海域		(設定なし)
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	上水道水源地域	畜産農業等 4 業種	食料品製造業
	その他の地域	(設定なし)	畜産農業等 5 業種

○適用期限 平成26年3月31日

ほう素等3項目に係る経過措置の見直しの経過

ほう素等3項目は、平成13年7月に水質汚濁防止法に基づく排水基準が設定されたが、排水基準を達成することが著しく困難な業種に対し、経過措置として暫定排水基準を設定。これを踏まえ、府の上乗せ条例、生活環境保全条例に基づく排水基準の経過措置を設定。

